

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用条件</li> <li>■ 諸経費工種</li> <li>■ 主な作業機種</li> <li>□ イメージアップ経費適用工事</li> <li>■ その他( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月版)を適用(部分改正を行った内容も含む(最新改正:令和元年7月1日))</li> <li>□ 「土木構造物設計マニュアル(案) 編」を適用</li> <li>□ 設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて受注者・発注者の共通の目安を示す三重県設計変更ガイドライン(案)(平成27年4月1日)を参考とする。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</li> <li>■ 諸経費工種 ( 構造物工事(浄水場等) )</li> <li>■ 掘削機種( □ 0.13m3 □ 0.28m3 ■ 0.45m3 □ 0.80m3 □ 1.40m3 )</li> <li>■ 運搬機種( □ 2.0tDT □ 4.0tDT ■ 10.0tDT )</li> <li>□ イメージアップの内容(率分)( )</li> <li>□ イメージアップの内容(積上)( )</li> <li>■ 着工前には役場と関係者(代表)及び、区長に連絡の上着工すること。</li> <li>■ 設計と現場が合わないことや、問題点が生じたときは監督員と協議し、処理すること。</li> <li>■ 材料搬入に伴い道等を通行し、損傷した場合は請負者の責任とし、復旧工事を行う、又通行に伴い地元からの苦情が出ないように工事を完了すること。</li> <li>■ 出来高図面及び、数量は請負者により整理し提出すること。</li> <li>□ その他( )</li> </ul>
入札・契約方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 指名競争入札</li> <li>■ 条件付き一般競争入札</li> <li>■ 同日落札制限方式</li> <li>□ 総合評価方式</li> <li>□ プロポーザル方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 同日に落札できる件数は、1業者1件とする。</li> <li>□ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。</li> </ul>
工事カルテ作成・登録		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。</li> </ul>
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 別途工事との工程調整が必要あり</li> <li>■ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり</li> <li>□ 他機関との協議が未完了</li> <li>□ 占用物件との工程調整の必要あり</li> <li>□ その他( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 調整項目( □ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整</li> <li>■ 施工順序の調整 □ その他( ) ■ 別途協議 )</li> <li>■ 制限する工種名( ) 施工時期及び施工時間( 令和2年12月25日までに、配水池を運用可能にすること )</li> <li>■ 施工方法( )</li> <li>□ 協議が必要な機関名( ) 協議完了見込み時期( )</li> <li>□ 占用物件名( □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他( ) )</li> <li>□ その他( )</li> </ul>
用地関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 用地補償物件の未処理箇所あり</li> <li>□ 仮設ヤードの有無</li> <li>□ その他( 用地幅杭 )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 未処理箇所( □ 別添図 No. ~No. □ 別途協議 )</li> <li>□ 完了見込み時期( □ 平成 年 月 頃 □ 別途協議 )</li> <li>□ 仮設ヤード( □ 官有地 □ 民有地 □ その他( ) □ 別途協議 )</li> <li>□ 仮設ヤード使用期間( )</li> <li>□ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km)</li> <li>□ 使用条件・復旧方法( )</li> <li>□ 用地幅杭の復元を落札業者の責任において、実施すること。</li> <li>□ その他( )</li> </ul>
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 仮設備の設置条件あり</li> <li>□ 仮設物の構造及び施工方法の指定</li> <li>□ その他( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 使用期間及び借地条件 ( □ 別添図等 □ その他( ) □ 別途協議 )</li> <li>□ 転用あり( 回)</li> <li>□ 兼用あり( )</li> <li>□ その他( )</li> <li>□ 構造及び設計条件 ( □ 別添図等 □ その他( ) □ 別途協議 )</li> <li>□ 施工方法( )</li> <li>□ その他( )</li> </ul>

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 制限項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他( ) ) <input type="checkbox"/> 施工方法等 ( <input type="checkbox"/> 指定工法名( ) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 施工時期 ( ) <input type="checkbox"/> 調査項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 調査方法 ( <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 調査費 ( <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> その他( )
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 配置人員数( 人 ) (うち交通誘導警備員A( 人 )) (注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> 施工時間の制限 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・近接公共施設名等 ( <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他( ) ) ・制限を受ける工種 ( ) ・制限内容 ( ) <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 工事を着手するに当り、予告看板等に配慮を行うこと。 <input type="checkbox"/> その他( )
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路(搬入路)の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input checked="" type="checkbox"/> その他( 道路使用許可他 )	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 用地及び構造 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 安全施設 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input checked="" type="checkbox"/> 道路の使用許可他の協議については請負者が行うこと。 <input type="checkbox"/> その他( )
工事支障物件関係	<input checked="" type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 支障物件名 ( <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他( ) ) <input type="checkbox"/> 移設時期 ( 平成 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 防護 ( ) <input type="checkbox"/> その他( )
排水工(濁水処理を含む)関係	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり <input type="checkbox"/> 水質調査等必要あり <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 項目及び基準値( ) <input type="checkbox"/> 調査項目( ) <input type="checkbox"/> その他( )
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 工法区分( ) <input type="checkbox"/> 材料種類( ) <input type="checkbox"/> 施工範囲( ) <input type="checkbox"/> 削孔数量( ) <input type="checkbox"/> 注入量( ) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 工法関係( ) <input type="checkbox"/> 材料関係( ) <input type="checkbox"/> その他( )

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設副産物情報交換システム		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。</li> </ul>
残土・産業廃棄物関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 残土処分(自由処分)</li> <li>残土処分(指定処分・他工事流用)</li> <li>■ 産業廃棄物の処理条件あり</li> <li><input type="checkbox"/> 提出書類あり</li> <li><input type="checkbox"/> その他( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 残土処分地( <input type="checkbox"/> 別途資材 <input type="checkbox"/> その他( ) <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 ) <input checked="" type="checkbox"/> 運搬距離(L= 8.0 km)</li> <li>■ 処分地の処理条件あり( <input type="checkbox"/> 押土整地 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 別途協議 ) )</li> <li>■ 産業廃棄物の種類 ( <input type="checkbox"/> コン塊 <input checked="" type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他( ) )</li> <li><input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 ( <input type="checkbox"/> 再生処分場( ) <input type="checkbox"/> 最終処分場( ) <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )</li> <li>【注:特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目( )に記入のこと。】</li> <li>■ 処分地での処理費 ( <input checked="" type="checkbox"/> 計上あり( <input checked="" type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土 ) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )</li> <li><input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 ( )</li> <li>■ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(汚水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。 なお、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。</li> <li><input type="checkbox"/> その他( )</li> </ul>
産業廃棄物税		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。</li> </ul>
再生材使用関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再生材使用の指定あり</li> <li>■ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)</li> <li><input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく</li> <li><input type="checkbox"/> 認定製品の使用について</li> <li><input type="checkbox"/> その他( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再生材の種類( <input checked="" type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 )</li> <li>■ 再生材が使用出来ない場合の措置( <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他( ) <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 )</li> <li><input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)</li> <li><input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 (認定製品の品名: )</li> <li>【注:認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】</li> <li><input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 )</li> <li><input type="checkbox"/> その他( )</li> </ul>

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり <input checked="" type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり  <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり  <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 保管場所( ) <input type="checkbox"/> 期間( ) <input type="checkbox"/> その他( ) <input checked="" type="checkbox"/> 品名( ネットフェンス ) <input checked="" type="checkbox"/> 数量( L=8.0m ) <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所( 現地 ) <input checked="" type="checkbox"/> その他( 既設再利用 ) <input type="checkbox"/> 品名( ) <input type="checkbox"/> 数量( ) <input type="checkbox"/> 引渡場所( ) <input type="checkbox"/> 時期(平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 運搬方法( <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他( )) <input type="checkbox"/> 引渡場所( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他( )) <input type="checkbox"/> 数量( ) <input type="checkbox"/> 運搬距離(L= km) <input type="checkbox"/> その他( )
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書(工事写真含む) <input checked="" type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。電子媒体の提出部数は、( <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> ( )部)とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル(平成 24 年 7 月改訂)を適用
	<input checked="" type="checkbox"/> 町内企業優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を多気町内に本店及び営業所(建設業法において規定する営業所)を有する者の中から選定するよう努めること。
	<input type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 暴力団員等による不当介入(多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等(多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと
社会保険等未加入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請契約(受注者が直接締結する請負契約に限る。)の相手方としてはならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特 記 仕 様 書

## 1. 一般事項

### 1) 概要

本特記仕様は、令和元年度（繰） 多気町水道事業 V I S O N 丹生配水池増築工事 の配水池本体の築造工に適用するものであって、関係法規、一般仕様書、その他特別に定められたもののほかは、すべて本仕様書に準拠し、町監督員（以下監督員とする）の指示により、施工にあたらなければならない。

### 2) 法規の適用

本工事に適用する規格並びに基準は、特に記載しない事項については、下記によること。

#### (1) 規格

配水池に使用する構造材質は以下の規格に適合するもの、又は、これと同等以上の機械的性質、化学的成分を持つものとする。

- ・ 鋼板            JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯  
                  JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯  
                  JIS G 4321 建築構造用ステンレス鋼材  
                  JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材
- ・ 構造用形鋼    JIS G 4317 熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼  
                  JIS G 4303 ステンレス鋼棒  
                  JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材
- ・ 鋼管            JIS Z 3459 配管用ステンレス鋼鋼管
- ・ 溶接材料      JIS G 3321 溶接用ステンレス鋼棒及びワイヤ  
                  JIS Z 3323 ステンレス鋼アーク溶接用フラックス入りワイヤ

#### (2) 指針等

- ・ 水道施設設計指針
- ・ 水道施設耐震工法指針・解説
- ・ 鋼製配水池技術指針
- ・ 鋼製配水池設計指針
- ・ 建築基準法
- ・ 建築基準法施行令
- ・ 建築設備耐震設計、施工指針
- ・ 鋼構造設計規準(日本建築学会)
- ・ その他関連規格

### 3) 配水池

#### (1) 配水池本体築造工

- ア 底板工 パネル全溶接及び不動態化处理
- イ 側板工 パネル全溶接及び不動態化处理
- ウ 天井工 パネル全溶接及び不動態化处理
- エ 内部補強工 補強材組立
- オ 付帯工 池内配管、内外梯子、人孔、点検口、通気口、電極口、庇、手摺等、緊急時の遮水装置

#### 4) 施工責務

本工事の施工にあたっては、請負者は、一般仕様書の定めるとおり各関係規則・基準を遵守すること。

また、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、構造体の安全確保及び設備の目的、機能上または施工上当然必要とするものは、監督員の指示に従って行なうこと。

#### 5) 届出・手続き

本工事に必要な届出・手続き等は請負者が代行し、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

#### 6) 質疑

工事施工上または製作上、不審の点あるいは設計図・仕様書等に疑義のある場合は、監督員に申し出てその指示に従うこと。

#### 7) 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等に軽微な変更は監督員の指示に従うこと。

この場合において請負金額の増減は行わない。

#### 8) 使用機材

(1) 工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものをを使用すること。

(2) JIS規格に制定されているものはこれに適合し、かつ、その他の規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

#### 9) 提出書類及び図面

請負者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない

##### (1) 書類

- ア 主任技術者 工事着手届出兼現場代理人届出（経歴書添付）
- イ 工程計画書

##### (2) 計算書

資材数量並びに主要材料の強度計算書

##### (3) 図面

- ア 各種製作図（工場並びに現場製作品）
- イ 各種配管、据付施工図
- ウ その他監督員が指示する図面

10) 施工中の点検または立会い

施工に際し、築造後容易に点検できない配管その他の箇所は、原則としてその過程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

11) 検査及び試験

本工事で特に必要と認められたものは、監督員の検査及び試験を行なう。

また、関係する関連工事と調整を必要とする場合は、関連工事と同時期とし、請負者は遵守しなければならない。

12) 工事用の水及び電力

工事用の水、電力等の仮設物は、請負者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は請負者の負担とする。

13) 保証

工事完成引渡し後、1年以内に施工または機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修または取替えるものとする。

14) 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生規制を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させると共に、安全作業に対する十分な施策をなし管理しなければならない。

なお、本工事場所在町道沿いであり、工事車両の出入りの際は、他の一般車両等の通行の妨げにならないよう配慮すると共に、安全対策を十分に講ずること。

2. 構造

1) 構造・材料

(1) 本体及び架台

ア ステンレスパネルは特殊形状に成型し、内部はフレームアンドパネル構造とし、内外圧に強い構造とし、全溶接接合し、組立てたものとする。

イ ステンレスパネルの縁端は内側に折曲げ、この折曲面は各パネルが均一に接合できるよう平滑であること。

ウ 配水池のパネル材質は、天井及び側板中間部までは、SUS329J4Lとし他はSUS444・SUS304とする。

オ 池底は、凹凸のないフラット構造とし、池底から2.0mまでは、点検及び清掃時のスペースを確保できるように補強材の無い構造とする。

カ 水槽内部の気相部に使用する補強材はSUS329J4Lとし、液相部に使用する補強材はSUS304とする。

キ 受台部は材質をSUS304とする。

(2) 付帯施設

ア 配管材はSUS製とし、パネル貫通部は溶接する。

イ 内梯子は、SUS329J4L・SUS444、外梯子はSUS304とし、本体取付位置はパネル溶接部付近とする。

ウ 人孔及び点検口はSUS329J4Lとし、施錠式とする。

2) 施工

(1) ステンレスパネル

ア パネルの現地組立は、傷が付かないよう入念に行くと共に、水平及び垂直面の確認をすること。

イ ステンレス溶接部は不動態化処理を行う。



### 3. 配水池本体工

#### 1 概要

本工事の構造は、ステンレスパネル全溶接とするもので、コンクリート基礎に受台を埋込設置し、この上にパネル及び補強材を組立てる。

##### 1) 構造形式

ステンレス鋼製単体パネルをTIG溶接により、組立てる。

溶接作業者は、原則としてJIS Z 38211の試験に合格した者でなければならない。

##### 2) 形状寸法

ア 有効容量 396m<sup>3</sup>以上 (2槽式)

イ 有効水深 4.0m

ウ 寸法 幅10.0m×長10.0m×高4.5m

##### 3) 耐震設計基準値

水平震度 Kh=0.61 (レベル2 II種地盤)

##### 4) 積雪

積雪深 0.3m

#### 2 本体材料

1) アニュラ 厚6.0t SUS444

2) 底板 厚3.0t SUS444

3) 側板 1段目 厚2.5t SUS444

4) 側板 2段目 厚2.0t SUS444

5) 側板 3段目 厚1.5t SUS329J4L

6) 側板 4段目 厚1.5t SUS329J4L

3) 仕切板 1段目 厚2.5t SUS444

4) 側板 2段目 厚2.0t SUS444

5) 側板 3段目 厚1.5t SUS329J4L

6) 側板 4段目 厚1.5t SUS329J4L

7) 天井板 厚1.5t SUS329J4L

※ 側板厚・材質は、配水池の性能に関わるため、上記以上とする。

使用材料は、「JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」及び、「JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」による他、ミルメーカー発行の材料証明書を添付できるものとする。

### 3 受台材料

- 1) C-100×50×6t SUS304

### 4 付帯設備

- 1) 人孔  $\phi$  600 SUS329J4L
- 2) 通気口 100A SUS329J4L
- 3) 外梯子 W450 SUS304
- 4) 内梯子 W350 SUS329J4L・SUS444
- 5) 手摺 1100H SUS304
- 6) ひさし W150 SUS444
- 7) 水位計口 350A (防波管付) SUS
- 8) 電極口 100A (防波管付) SUS329J4L
- 9) 点検口  $\phi$  600 SUS329J4L

### 5 配管設備

- 1) 流入管 200A SUS304TP/上水F SUS304
- 2) 流出管 200A SUS304TP/上水F SUS304
- 3) 緊急遮水管 200A SUS329J4L、SUS304TP/上水F SUS316、SUS304
- 4) 緊急給水管 100A SUS304TP/10KF SUS304
- 5) 越流管 150A SUS329J4L、SUS316TP/上水F SUS316
- 6) 排泥管 150A SUS304TP/上水F SUS304
- 7) 連通管 200A SUS304TP/上水F SUS304

### 6 溶接棒

溶接棒は「JIS Z 3231 溶接用ステンレス鋼棒及びワイヤ」による。

### 7 非破壊試験

- 1) 発砲漏れ試験

#### ア 真空法

透明な窓のある真空箱を底板溶接線上に載せ、真空箱の中を真空にし、溶接線の漏れ箇所を溶接面の表面に塗布した発砲液の泡の形成を観察することによって検知する。

#### イ 加圧法

側板溶接部の反対側に気体で圧力を加え、溶接面へ通過する気体の漏れ及び箇所を、側板溶接面の表面に塗布した発砲液の泡の形成や気体の噴出を観察することによって検知する。